社会保障論から見た大学生奨学金（下）

嘉悦大学　**和泉徹彦**

前回、高等教育の修学支援新制度において給付奨学金が拡充されてきたことと併せて貸与奨学金の現状、そして所得連動返還型奨学金の理論と現実について論じた。返還免除を無くして貸与奨学金に切り替えたのは量的拡大を目指したためであること、消費税引き上げによる増収分を財源に給付奨学金が実現したこと、そして所得連動返還型奨学金が理論とは異なって低所得者支援とは言いがたいものになっていることを指摘した。本稿では経済学および社会保障論の研究者である筆者による、国立大学と私立大学の運営における学納金と大学生支援の考察の後半をお届けしたい。

国立大学学費引き上げ提案の波紋

中央教育審議会特別部会に伊藤公平・慶應義塾塾長から国立大学学費を150万円に引き上げるよう提案があったのは令和6年3月のことだった。その後、東京大学が学費引き上げを検討していることが報じられたこともあり、強い反発を招いた。

国際競争力を高めるために学生1人当たり300万円の資金投入が必要で、応分の自己負担としての学費を引き上げる必要がある。文系ディプロマコースとして5年間で修士を取れるカリキュラムはどうかという提案だったが、富裕層の子弟が通うイメージの慶應の塾長が経済的に苦しい家庭の進学先を奪うのかという反応を引き起こしてしまった。提案の中には国立大学の学費を引き上げれば現行学費のまま据え置く一部の私立大学は相対的に学生確保につながるという内容もある。日本の全ての大学が国際競争力を高めなければならないわけでもなく、それぞれの大学が建学の精神に基づく特色ある大学運営を行えば良いのである。

国立大学が入学者選抜に所得制限を設けているならば、経済的に苦しい層のために学費を低い水準に抑えている理屈も成り立つ。しかし、日本学生支援機構の学生生活調査（令和4年度）によれば、私立大学よりも国立大学に通っている学生の家庭の方が高収入層の割合が多いことが示されている。また、低収入層の割合は両者でほとんど変わらない。

国立大学の教員からは、運営費交付金が毎年減額されて苦しいという話をよく聞く。転出者のポストを維持できない、都市部私立大学に加えて報酬が低い、廊下の蛍光灯が半分抜かれている、水回りに問題があるなど。一部の国立大学は外部から提案されなくても学費引き上げに転じている。なぜ学費の引き上げをためらうのだろうか。

経済学では、有効需要という概念を使う。単に欲しいだけでなく、財布にお金があって欲しいものが買えることを指す。もともとは不況に対して積極的な財政政策を行うときの概念であるが、大学の学費にも当てはめることができる。引き上げられた学費が負担できないため大学進学を断念する家庭があれば、給付奨学金を与えて学費を払えるようにすれば良い。運営に支障を来すような状況において、すべての学生に低い学費を適用する理由が見当たらない。

大学の運営費と学納金

私立大学の経常的経費に対する補助割合は私立学校振興助成法（附帯決議）において「速やかに二分の一とする」とされているが、現状は一般補助が圧縮されて大きく下回っている。私立大学の学生1人当たりの経常的経費は159万円に対して、国立大学の経常的経費は281万円になっている。これは、理工系の設備費用の高さとして理解できる違いではある。

しかし、私学助成補助金を学生1人当たりに均すと19万円になるのに対して、国立大学運営費交付金を学生1人当たりに均すと200万円を超えてくる。それでいて、国立大学の学納金負担は54万円で私立大学の学納金負担は122万円と2・3倍になっている。この公財政支出格差については大きな課題である。

私学助成と運営費交付金が機関補助における格差だとすれば、給付奨学金である高等教育の修学支援新制度における国立大学と私立大学との授業料等減免が学生個人補助の格差と言える。国立大学の場合には学納金が無償になるのに対して、私立大学の場合には授業料減免には上限が定められており施設整備費や実習費といった学納金に含まれているものが減免対象ではない。これらは私立大学の学生にのみ負担を求めるものであり、公平性に欠ける。

社会保障論の立場から格差是正の提案をしてみたい。国立大学の学費を引き上げつつ、私学助成を付帯決議通りに補助するならば、機関補助の格差は縮小する。その上で、給付奨学金による学生個人補助は国立大学と私立大学で同額の給付または減免とすることで格差を解消することができる。もちろん、国立大学と私立大学の機関独自の学費減免による上乗せを妨げるものではなく、低所得者支援の観点で対策を講じることは奨励すべきである。

大学生支援となる奨学金とは何か

前回紹介した「社会保障から見た教育」を特集テーマとした国立社会保障・人口問題研究所機関誌「社会保障研究」第5巻3号2020.12に、苅谷剛彦・オクスフォード大学名誉教授が寄稿している。世襲制・門閥主義からの脱却としての能力主義（メリトクラシー）は、教育機会の平等によって低所得家庭の子どもが社会階層移動に成功して社会の平等が達成されるという理想である。しかし、イギリスのブレア政権における教育の公的支出増の「実験」は失敗して期待された効果が得られなかったことを指摘する。

冒頭に取り上げた伊藤塾長の教育観は、言い換えるならば国際的競争力を持って稼げる大人を育てることである。現行の奨学金制度と照らし合わせてみると、稼げる大人を育てるための教育投資としての要素がある。所得連動返還型奨学金に顕著であるが、卒業後に多少の所得変動リスクがあっても延滞させない仕組みになっており、一定期間・年齢による返還免除を入れないと低所得者支援とは言えない。高等教育の修学支援新制度における給付奨学金に至っては、学習意欲・成績に関する要件が課されている。

そもそも低所得世帯かつ両親が低学歴であると学力成績が低く、高所得世帯かつ両親が高学歴であると学習時間が短くても学力成績が高いことは全国学力・学習状況調査で明らかになっている。低所得世帯からの社会階層移動を実現するためのハードルは高い。

改めて奨学金の役割は何か、奨学生を選ぶ条件について考えてみたい。成績優秀者を顕彰する奨学金と低所得者を支援する奨学金が並存することは構わない。しかし、高等教育の修学支援新制度の給付奨学金のように混ぜるのは危険だ。低所得世帯の学生が成績要件によって脱落していくことが懸念される。低所得世帯にとって、給付奨学金の打ち切りは直ちに中途退学につながりかねない。

東京都特別区では独自奨学金を設ける動きがあり、港区、足立区、大田区で実施されている。筆者が審議会委員として関わる中野区でも検討が始まり、意見聴取の機会があった。東京都の場合、東京都立大学は都民向けに無償化が実現している。国の給付奨学金の対象が拡大してきている。大学独自の奨学金や民間財団の奨学金もある。それらと重ならない領域を探すならば、ファーストジェネレーションと呼ばれる家族で初めて大学進学する学生を対象とし、成績要件を入れるとしても留年しない程度にとどめるべきだと意見を述べた。社会保障の立場からの大学生支援としては、教育機会の平等による格差是正を期待したい。

（おわり）